

独自給付制度 結婚・出産祝金請求書

西暦 年 月 日

那覇商工会議所 御中

下記の通り祝金を請求します。

住 所 〒

事業所名

事業主名

印

電話番号 () -

※太枠内をご記入の上、別紙ご案内に記載の必要書類を必ず添付してください。

フリガナ		生 年 月 日	加入者番号
加入者名		S 年 月 日 H	給 付 金 額
加入年月日	平成・令和 年 月 日	加入口数 □	円

※該当する祝金に○を付けてください

結婚祝金	配偶者の氏名	
	婚姻届提出日	西暦 年 月 日
出産祝金	子供の氏名	
	出 産 日	西暦 年 月 日

上記の事実と相違ないことを証明します。

事業主氏名 _____ 印

※振込先は、現在、掛金を引き落としている口座となります。

※本請求書及び添付書類に記載された個人情報は、那覇商工会議所生命共済制度祝金請求に伴う事務手続きにのみ使用します。

会議所使用欄

専務	事務局長	部 長	次 長	課長補佐	担 当

ｱｸｼｱ推進員

送金日：西暦 年 月 日

振込先 _____ 普通 : No. _____ : 名義

那覇商工会議所生命共済制度

結婚・出産・70歳満了祝金の請求手続きについて

那 覇 商 工 会 議 所

1. 結婚祝金

6カ月以上加入された上で、ご結婚した場合に10,000円支給致します。但し、結婚祝金は継続した保険契約中に1回限りの給付とし、結婚する両者が被保険者であった場合にもそれぞれ祝金を支給致します。

2. 出産祝金

6カ月以上加入された被保険者の子どもが生まれた場合に出産祝金を10,000円支給致します。夫婦の両者が被保険者として加入している場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を10,000円お支払い致します。尚、多子出産の場合には、一人に対し10,000円の支給を致します。

3. 70歳満了祝金

3年以上加入された方で、70歳満了を迎えた場合に10,000円の支給を致します。特に手続きは必要ありません。保険契約更新後(1月末)に保険会社と確認の上、支給致します。

4. 支給できない場合※(1)～(6)に該当する場合は支給できません。確認の上請求手続きを行ってください。

- (1) 加入日から6カ月以内(結婚・出産の場合)又は加入日から3年以内(70歳満了の場合)に支払事由が生じたとき
- (2) 祝金請求時に生命共済を脱退している場合。または、那覇商工会議所を脱会している場合。
- (3) 祝金請求時に生命共済の掛金を期日迄に支払わない場合(2カ月口座不能の場合は遡って失効となります)
- (4) 結婚・出産の事由が発生してから1年を経過して請求があった場合
- (5) 保険契約者または被保険者の虚偽の申請があった場合。又は保険契約期間中において2回目以降の申請があった場合
- (6) 那覇商工会議所の会費が、請求時点で未納である場合。

5. 添付書類及び請求方法

祝金請求書をご記入の上、添付書類として下記のいずれかの書類と一緒に那覇商工会議所へ送付してください。

(結婚祝金) 戸籍謄本・戸籍抄本もしくは結婚受理証明書の写し等(結婚式の招待状も可)

(出産祝金) 戸籍謄本・戸籍抄本・住民票・母子手帳・健康保険証の写し(続柄記載があるもの)

6. その他

- ・結婚した日は、婚姻届を提出した日とさせていただきます。確認できる書類の添付が必要となります。
- ・被保険者が、結婚し改姓される場合は「変更訂正通知書(加入者用)」の添付が必要です。
- ・結婚祝金・出産祝金・70歳満了祝金は、掛金引落口座にお支払いさせていただきます。
- ・各祝金の申請上において、不正または誤りがある場合には支給の停止、または祝金の返却をお願いすることがあります。

お知らせ

「那覇商工会議所生命共済制度」は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする「入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付福祉団体定期保険」並びに那覇商工会議所が独自に実施する「お祝い金・見舞金制度」で構成されています。つきましては、「那覇商工会議所生命共済制度」給付金請求受付の一環として、団体定期保険引受保険会社であるアクサ生命保険株式会社の社員が那覇商工会議所に対する「お祝い金・見舞金制度」請求の取り次ぎをさせていただきます。《入院給付金災害割増特約・ガン死亡特約付福祉団体定期保険引受保険会社》

アクサ生命保険株式会社 お問合せ先：沖縄支社那覇営業所(TEL/098-862-5084)

平成31年5月作成